

各位

令和7年11月17日、国土交通省建設業課入札制度企画指導室よりメールにて下記の情報がありましたのでお知らせいたします。

記

【事務連絡】契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等の電子化について

(周知依頼文より抜粋)

各建設業者団体ご担当者様

いつも大変お世話になっております。

国土交通省建設業課入札制度企画指導室です。

本年6月に、国土交通省直轄工事及び建設コンサルタント業務等において、契約の保証に際し保険会社から発行される保険証券等について、電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置として電子メールによる取扱いを、「令和8年4月30日」まで認めるよう改正したことを周知しておりました（令和7年6月20日付け「契約の保証及び前払金保証の電子化等による公共工事の入札及び契約のIT化の推進について」の一部改正について」）。

一方、今般、一般社団法人日本損害保険協会から、電子証書等閲覧サービス「公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム（WEBプラットフォーム）」の導入に必要な工程が全て完了した旨の連絡があったことを受け、国土交通省においては同サービスについて本年12月1日から運用を開始することとなりましたので、別添のとおりお知らせします。

電子メールによる取扱いについては令和8年4月30日まで対応されると日本損害保険協会より聞いておりますが、詳細は同協会のホームページ等の情報をご確認ください。

なお、公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム（WEBプラットフォーム）に関するお問い合わせについては、直接各保険会社または取扱代理店へお願いいたします。

貴職におかれましては、会員、傘下団体等に対し、必要に応じ本事務連絡の内容について周知していただきますようお願いいたします。

お忙しいところ恐縮ですが、ご確認・ご対応の程、何卒よろしくお願いいたします。

=====
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室



別添

事務連絡
令和7年11月17日

大臣官房官庁営繕部 管理課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
北海道局予算課長

「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」の廃止及び保険会社に、
証書等閲覧サービスの運用開始について

直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関し、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券及び履行保証保険契約に係る証券（以下「保険証券等」という。）の暫定的な取扱いについては、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証に係る保証証書等の電子化に関する暫定的な取扱いについて」（令和4年4月19日付け事務連絡）において示してきたところである。

今般、一般社団法人日本損害保険協会から、保険証券等に係る電子証書等閲覧サービス導入に必要な工程が全て完了し、令和7年12月1日に同サービスを開始する旨の連絡があったことを受け、上記事務連絡は同日廃止する。

なお、同日以降に保険証券等に係る保証証書等の提出又は寄託に代わる措置が行われるもの（保証の契約内容を変更する場合を含む。）については、「直轄工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について」（令和4年4月19日付け国会公契第1号、国営管第28号、国北予第4号）による運用となる。

以上